

第3章 防犯上の重点課題と取組みの方向性

1 防犯意識の高いひと・地域づくり

(1) 広報・啓発

福岡市における性犯罪認知件数は、政令指定都市で比較するとワースト上位で推移しており、社会問題化している高齢者等を狙ったニセ電話詐欺被害の認知件数は、高い水準で推移しています。

また、福岡市において市民生活に身近な犯罪の認知件数が最も多い自転車盗の過去3年間の推移をみると、無施錠による発生割合が増加しており、住宅侵入窃盗については、無施錠による発生が全体の62%を占めています。

性犯罪やニセ電話詐欺、自転車盗などの被害に遭わないための防犯対策を市民に対し広報・啓発を行い、「自らの安全は自らで守る」という市民の防犯意識の向上を図ることが重要です。

そのためには、これまでの取組みに加え、関係機関と連携し、より効果的な広報・啓発を行うことにより、市民の防犯意識の向上を図るとともに、地域や事業所において市民自らが防犯活動に参加する気運を高めるよう取り組みます。

さらに、モラル・マナーの向上や、大麻などの薬物乱用の防止、飲酒運転の撲滅に関する広報啓発や市民の規範意識の醸成を図ります。

(2) 地域防犯活動の支援

防犯のまちづくりは、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもとに、地域団体や事業者等(※1)が地域防犯活動に主体的に取り組み、地域コミュニティの強化を図ることが必要です。

これまで地域団体や事業者等による防犯パトロール活動や登下校時の見守り活動など地道な取組みが、地域の安全に大きな役割を果たしていますが、防犯ボランティアの高齢化による担い手不足や、共働き家庭の増加に伴い、従来の見守り活動等が困難になるなど、社会環境の変化が生じてきています。

安全安心マップの作成支援や、青色回転灯を装着した地域防犯パトロールカーの車検費用の補助やガソリン代助成など、地域の防犯活動の継続を支援していくとともに、街頭防犯カメラの設置促進や、IoT・ICT等の新しい技術を活用することにより、地域の防犯活動を補完していきます。

※1 地域団体や事業者等

自治協議会や自治会、町内会などの地域団体、事業者、防犯協会やPTA、NPOなどの関係団体、学生ボランティアなど防犯活動に取り組む団体

(3) 防犯上の配慮を要する者の安全の確保

被害者学識別の刑法犯認知件数では、中学生以下が被害に遭った件数(平成30年)は615件と減少傾向にありますが、特に近年は児童を狙った凶悪な犯罪が全国的に発生しており、子どもの安全確保が急務となっています。

また、高齢者は住宅侵入窃盗やニセ電話詐欺の被害に遭う割合が高くなっています。さらに、性犯罪は、道路上や住宅での被害が多く、被害者の72.6%が13～29歳と若い年齢層の割合が高くなっており、ひったくりの被害については、女性が約7割強を占めています。

子どもや高齢者、女性など防犯上の配慮を要する者の犯罪被害防止には、各々の視点を取り入れた情報の提供や、対象者に届くより効果的な啓発を行い、防犯意識の向上を図ります。

(4)サイバー空間における安全の確保

市民生活においては、スマートフォンやタブレットといった携帯型端末や、コミュニケーションツールとしてのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の普及により、誰もが手軽にインターネットを利用できるようになりました。福岡市立小・中・高・特別支援学校の「学校ネットパトロール」においても学校非公式サイト等への問題のある書き込みや画像の報告があがっています。

このようなサイバー空間(※1)における犯罪の被害を未然に防ぐため、より効果的な広報・啓発を行うとともに、学校等関係機関と連携して、児童や生徒、その保護者を対象に有害情報対策やネットトラブルの対処法などの周知を図ります。

※1 サイバー空間

情報通信技術を用いて情報がやりとりされるインターネットその他の仮想的な空間

2 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

福岡市内では、中央区、博多区の人口千人当たりの刑法犯認知件数が他区と比べて多くなっています。

特に、都心部(天神周辺地区、博多駅周辺地区)では、中央区及び博多区よりもさらに多くっており、同一区内においても地域によって異なります。

都心部では、自転車盗・オートバイ盗や落書きなどが多く発生し、山間部や海岸などでは不法投棄が見られ、飲食店が集中するエリアでは、悪質な客引きなどが見受けられるなど、地域によって様々な特性があり、それらを踏まえた防犯施策に取り組む必要があります。

また、市内には多くの大学や専門学校が所在し、多くの学生が居住または通学しており、学生等が被害に遭いやすい犯罪の防犯施策にも取り組むことが必要です。

犯罪に関するデータをもとに傾向等を分析し、地域の実情や特性を十分に把握した上で、地域団体や事業者等との連携を図りながら、効果的な防犯施策に取り組めます。

3 少年非行の防止活動の推進

(1) 少年の規範意識の向上等

刑法犯の検挙補導人員は年々減少傾向にありますが、再犯者率は概ね横ばいで推移しています。

青少年を見守る店など、地域団体、事業者等と連携した少年の非行防止活動や、少年の健全育成のための啓発活動などにより、少年が非行や犯罪を起こさないように少年の規範意識を向上させる施策に取り組めます。

(2) 非行を起こした少年の立ち直りの支援

14歳以上の刑法犯少年に占める再犯者の割合をみると、平成30年は34.0%と、およそ3人に1人が再犯者となっている状況です。

そのため、関係機関と連携し、ボランティア活動や居場所づくりなどを通じて、非行を起こした少年の立ち直りを支援していきます。

4 防犯環境に配慮したまちづくり

犯罪は、周囲からの見通しが悪く、死角ができる場所で発生しやすいと考えられます。福岡市では、平成26年3月に道路、公園、駐輪場・駐車場、住宅、学校等について、防犯に配慮した環境整備を推進するため、構造、設備等に関する「防犯環境設計指針」を策定しています。

この指針では、

○周囲からの見通しの確保

周囲からの見通しを確保し、多くの人の目が自然に届くようにすることにより、犯罪企図者(犯罪を起こそうとする者)が近づきにくい環境を確保する

○領域性の強化

住民等が「我々のまち」という帰属意識を持ち、施設等の維持管理などを行うなど、領域を明確にして犯罪を起こそうとする者が侵入しにくい環境をつくる

○犯罪企図者の接近の抑止

犯罪企図者が被害対象者(物)に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる

○被害対象の強化

犯罪企図者が施設等に侵入できない、又は侵入に時間を要する窓や扉にすることにより、被害を回避する

といった基本原則により、防犯上配慮すべき事項を定めています。

しかし、市民や事業者等に対し、指針の周知が十分に図られていない面も見受けられます。

そのため、この指針を踏まえ、本市の公共施設等の整備及び管理に努めるとともに、市民や事業者等に対しても本指針の活用について、一層の周知を図ることにより、防犯環境に配慮したまちづくりを推進していきます。

5 社会環境の変化に伴う新たな課題

福岡市では、2025 年には高齢化率が 24.8%になると推計されており、高齢者を狙った犯罪が増加し、さらに多様化していくことが考えられます。また、出入国管理法改正に伴い、外国人の居住者が増加することが考えられます。

超高齢社会に突入し、今後さらなる国際化を見据え、関連する防犯施策の充実を図っていきます。

さらに、国の施策として新たに地方公共団体が責務を有するとされた犯罪被害者等の支援の充実や、再犯防止の推進など、本プランに係る施策の推進にあたっては、これらの施策と連携・連動しながら進めていきます。

6 関係機関との連携

本プランの推進にあたっては、地域団体や事業者、学校、警察などの関係機関との連携を強め、実効性のある取組みを進めていきます。

また、「推進本部」においては、関係機関との連携のもと、プランの進捗状況の管理を行い、犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現を目指します。